

北見工業大学と函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、
釧路工業高等専門学校及び旭川工業高等専門学校との学術交流に
関する協定書

北見工業大学（以下「甲」という。）と函館工業高等専門学校（以下「乙 1」という。）、苫小牧工業高等専門学校（以下「乙 2」という。）、釧路工業高等専門学校（以下「乙 3」という。）及び旭川工業高等専門学校（以下「乙 4」という。）は、学術交流において広く相互協力することにより、研究及び教育の推進に寄与することに鑑み、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙 1、乙 2、乙 3、乙 4（以下「乙」と総称する。）が、研究及び教育の分野における相互協力を円滑かつ効果的に実施するにあたり、必要な基本的項目を定めるものである。

（協力の確保）

第 2 条 甲及び乙は、両組織間における研究及び教育の分野に係る相互協力の重要性を認識し、相互に密接な協力を確保するものとする。

（協力の方法）

第 3 条 甲及び乙は、次に掲げる相互協力を実施するものとする。

- (1) 情報交換
- (2) 研究協力
- (3) 教育協力
- (4) 研究設備の相互利用
- (5) 人材交流
- (6) シンポジウム等の開催
- (7) その他研究・教育及び地域貢献に寄与する活動

2 前項の相互協力の実施にあたっては、甲と乙のそれぞれが定める諸規程に基づき、別に契約等を締結するものとする。

（協力の実施）

第 4 条 前条第 1 項各号に掲げる相互協力を実施する際において、費用負担については、事前に甲乙が協議するものとする。

（連絡協議会）

第 5 条 第 3 条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連絡協議会を設置し、必要に応じて開催する。連絡協議会の運用については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（遵守事項）

第 6 条 甲及び乙は、連携協力事業の実施に当たり、守秘義務のある資料及び情報等の取扱いについては、個別の案件ごとに約定するものとする。

（期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、締結日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了

の 3 ヶ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がない場合は、同一の条件で 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず第 3 条第 2 項の規定に基づき締結された契約等の有効期間は、それぞれの契約の定めに従う。

（その他）

第 8 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定締結を証するため、本書 5 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を所持するものとする。

平成 22 年 5 月 25 日

甲 国立大学法人北見工業大学
北見工業大学長

島田新一

乙 1 独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校長

岩熊敏夫

乙 2 独立行政法人国立高等専門学校機構
苫小牧工業高等専門学校長

秋山俊彦

乙 3 独立行政法人国立高等専門学校機構
釧路工業高等専門学校長

岸浪建史

乙 4 独立行政法人国立高等専門学校機構
旭川工業高等専門学校長

高橋英明